

平成24年第1回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年1月10日(火)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (7) 平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕
- (3) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (4) 平成24年度練馬区教育委員会教育目標について
- (5) 平成23年度卒業式「お祝いの言葉」について

3 報告

- (1) 教育長報告
平成23年度第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
その他
その他

開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 4時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同 新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小金井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者4名

委員長

それでは、ただいまから、平成24年第1回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名お見えになっている。

案件に入る前に、少々お諮りする。この委員の議席についてであるが、本日の議席は暫定的にお座りいただいている。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は合議により定めることとなっている。

今、お座りいただいている座席でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、ご了解をいただいたので、そのように決定する。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、陳情8件、協議5件、教育長報告2件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。平成19年陳情第4号「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情案件については、本日、資料が提出されているので説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。報告をいただいた。

それでは、この資料に関して、各委員のご意見・ご質問をお聞きする。

天沼委員

ずっと継続審議ということで、八の釜のわき水と憩いの森の消失にかかわることで、このたびカワモヅクに関する保存というか、保全は可能だという結果が出たということで、あとはわき水がどのようなことになるかということである。

もう一つ、聴く会のほうでもご質問であったが、子供の遊び場として、水辺や広場をまとまった形でつくってほしいということで、以前は広場があったわけである。これが、今回、憩いの森と申すか、それは消失が不可避だということで、地域の人たちが、というか、子供たちが遊べる広場というものがここでは消失してしまう可能性が出てきたわけである。であるから、その代替と申すか、この周辺で、安全な場所で、そういう要望にこたえられるところはないのか、どうなのか。

生涯学習課長

まず1点目のわき水がどうなるかということに関してであるが、この状況について大きな変化はない。ただ、当初、開削工法による施工ということで、非常に広範囲に地表に影響するということがあったが、見直し後、シールド工法による施工を検討するということになるので、地上部の改変面積は非常に少なくなる。今回のカワモヅクも再現性についても触れているとおり、水源の確保、浅層地下水を使うということもヒアリングの中で出てきているので、そういったことが可能になるということは、わき水に対する影響も、まだ100%どうなるかわからない状況であるというふうに考えている。であるから、シールド工法に変わって、どこまで浅層地下水に影響が出るかというのを、今後も引き続き国土交通省のほうで調査をして、できる限りカワモヅク等の自然環境を改変しないように進めていきたいというのが1点あると思う。

それからもう一つは、子供の遊び場の広場であるが、一応代替として、緑、あるいは水辺に触れ合うような場所ということで、対応方針が出ている。本日の資料の2にもあるように、多目的広場という形で現在のゲートボール場であるとか、運動や子供の遊び場ということで写真が載っているのが2枚目の資料である。この部分について、シールド工法に変わった結果として、ここが改変されるかどうかということも、今後の課題になってくるのかなというふうに思っている。仮に、ちょうどこのわき水の地点等を

含めて、大きな地上部の改変がないことでは、道路の詳細設計の中で、このあたりについてどの辺まで影響させるを得ないかというのを、今後の課題として進めているというようなことであろうと思っている。

方針としては、貴重な自然、あるいはそういった遊び場等の機能については、代替措置としてとっていくということを明確にしているので、今後の詳細設計、工事の進捗に伴って、そういったようなことが国土交通省との協議の中で議題として、課題として出てくるだろうと考えている。

以上である。

委員長

国土交通省のほうも、できる限り、この環境保全のほうに努めるという、そういう方向性で今動いているというお話であった。

ほかにはよろしいか。特にはよろしいか。

内藤委員

久しぶりに報告を伺い、対応の方針にあるような方向で順調に進められているのかなというふうに感じた。これからもこのような方針でやっていただけたらありがたいと思う。

道路工事全体の進捗状況というものは、計画どおり進んでいるということなのか。その辺のところはどうなのか。

生涯学習課長

特に練馬区にかかわる分は、練馬 - 世田谷間の約16キロである。この工事については、昨年末の報道等であったが、世田谷の区間からシールド工法、従来のトンネルを抜いていくための立て坑に来年度着手する準備をするということも報道等されている。また、練馬区においては、昨年の10月に地権者に対する用地買収等の説明会、これは延べ217名参加ということで、3回開催しているが、そういったものも順次行われて、用地買収、それから工事着手の準備に向け推進を、国、東京都、練馬としてしているという状況である。ただ、目標年次がなかなか、いろいろな手法をとって進めている関係で、いつまでに開通という目標年次が随分と明確にされていないという状況がある。ただし、東京でオリンピックが開催するまでには開通をしたいと国土交通省の副大臣が、ここのところ、何回か記者会見等でそういった発言をされているということは確認している。

以上である。

内藤委員

ありがとう。

委員長

ありがとう。いろいろご意見をいただいたが、今後も、この外環道整備に関する事業

の進捗状況などを見守りながら、この審査を進めていきたいと考えている。
本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号は継続とする。

(2) 平成23年陳情第3号 大地震に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書である。この陳情案件については資料が提出されているので、説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ただいま説明のあった、区の災害対策の素案が公表されて、方向性というのが新たに示された。今、課長からお話があったように、今後、東京都のほうでも対策をいたすということで、またさらに、よりよいものにしていくというお話もあった。

関連して、学校のほうの対策状況については、これまでも報告を受けてきたが、ここでまた、改めてご説明いただけるか。

教育指導課長

学校の対策ということであるが、3月11日当日の状況について、今までもさまざま課題があったということについてお話をしているところである。

今年度4月に、一番最初にやったことは、3月11日当日の児童・生徒の避難状況がどういう状況であったか、どういう様子であったのかという調査をかけたわけであるが、そこでやはり学校によって、引き渡しをした学校、あるいは集団下校をした学校、あるいはもう既に下校してしまっていた学校等々があって、学校によってまちまちであったという課題が浮き彫りになったわけである。

この3月11日を受けて、緊急に対策を練らなければいけないということで、5月、6月で、校長会の役員会で何回か会合を持ちまして、教育委員会、教育指導課として、大地震発生時及び幼児・児童・生徒の安全確保に向けた対応指針というものを6月7日付で各学校に周知をして、これに沿って、3月11日を教訓にした、学校の危機管理マニュアルを改善しようという指示をしたということである。徹底を図ったのは、震度5弱以上の地震の場合には、原則児童・生徒は学校で預かるというところの共通理解が一番大きかったわけであるが、それにあわせて、緊急時のマニュアルを再確認して修正す

る、そして、学校安全計画と地震防災訓練のあり方について見直す、それから地震防災教育と、先生方が地震防災研修について検討するという柱で対応指針を示して、6月以降、まず6月に生活指導主任を集めた研修会で新しい対策についての研修を行った。そして、夏休み中であったが、8月には副校長を集めて新しい対策についての研修をしたということで、9月の頭に各学校が指針を受けて改善した危機管理マニュアルというものを副校長が持ち寄り、副校長会の中で情報交換をした。どの学校がどんな変更、改善をしてきたのかというあたりのことを各学校で情報交換し、教育委員会としてそれを集約したということである。

それを受けて、10月に校長会に各学校の検討状況について伝え、例えば避難訓練については、今までやっていたような避難訓練の想定だけではなく、登下校中であればどうするのか、それから保護者との引き取り訓練については、全校必ず実施するようにという指示をしたところである。

ただ、その改善マニュアルの内容も、やはり99校あると、その部分もさまざまずれが生じている部分もあるので、教育委員会事務局としては、全校的な、統一的なマニュアルも必要である。

もちろん、今回の地震を受けてのことで言うと、マニュアルがすべてというのが一番危険だということもあるが、練馬区として、学校がもし規模の大きな地震があったときにはどうするかといった一定の手引きのようなものが必要だろうということで、実は平成10年に神戸の地震を受けたときに、練馬区教育委員会としては「地震対策の手引き」というものを教師用に作成している。これを、今回の3月11日を受けて改訂する。

おそらく、この十二、三年前のもの、今回のことを受けると、新たに付け加えなければいけない、新たに改善しなければいけないことがたくさんある。そういった部分の検討をするために、12月に学校防災対策委員会というものを立ち上げる準備をし、来週、第1回の学校防災対策委員会というものを立ち上げ、区内の小中学校の管理職、主幹教諭を中心にこの手引きの改善をしていくということで、来年度の前半に食い込むと思うが、なるべく来年度の早いうちにこの手引きを完成させ、各学校に配布し、練馬区としての統一的な考え方も示した上で、この3.11の教訓を生かした学校安全というものを考えていこうと、現在考えて作業を進めているところである。

説明は以上である。

委員長

いろいろ詳しくありがとう。

それでは、ただいまの報告を受け、本日はこの陳情に対する結論を出したいと思う。

では、まず、資料に対するご質問等があればお伺いする。

内藤委員

先ほど10ページにある防災教育についてご説明があったが、ほんとうに日ごろからの防災教育という視点がとても大事だろうと思っている。

それから、今、指導課長より、いよいよ12月に学校向けの手引きの検討委員会が立ち上げられたということを伺い、よかったと思っている。その時の手引きだが、いろ

いろ不備な点があるので、修正して、よりよいものがつくられるというお話だったが、ぜひ防災教育の視点で、幅広い内容になっており、必要に応じてその手引きを活用できるというものにしていただけたらと思っている。

いわゆる、災害一般についての基礎的な知識とか、災害への備えとか、もちろん災害発生時の対応の仕方とか、その後の対応をどうするのかということも含めて、そういうものを文字だけではなく、視覚的に見やすいようなものをつくっていただけると活用が図られると思っている。

学校での防災教育の中には、そのような基礎的な、基本的なことを知的に知識として学ぶのと、それが今度は体に定着するというか、行動化できるような訓練もあわせて必要だと思うので、ぜひ幅広い防災教育という視点の学校向けの手引き書をつくっていただけると大変ありがたいと思っている。

大変だと思うが、よろしく願いしたい。

安藤委員

2つ質問がある。

1つは、概要版22ページの避難拠点ところである。中学校は比較的短期間を想定した避難拠点とし、小学校は長期避難者に対する避難拠点と位置づけるとなっているが、これは、なぜ中学校は短期間で、小学校は長期間なのかという何か理由があったら教えてほしい。

なぜそれが気になるかというと、多分長期間いる人のほうが減っていくという想定だと思う。学校の数や規模としては、小学校のほうが多くて大きいので、そんなに減っていく中で小学校を残すほうがいいのか、それとも中学校か、ちょっと私は専門家でないのでわからないが、小学校より中学校のほうがいいのかと素人ながらに思ったので、理由があったら教えてほしい。

それから、もう一つ、東北の震災のときには、学校の校長先生などが避難拠点で指揮をとったということがあった。練馬区には避難拠点があるので、多分避難拠点のリーダーの方が指揮をとるようなことになるかと思うが、その際の学校の先生方と、避難拠点の方々との関係みたいなものは、これは概要版なのでもちろん載っていないが、そのあたりも検討されてマニュアル化していくのか。

以上、2つである。

委員長

2点あった。よろしく願います。

庶務課長

まず、1点目の理由であるが、1つには先ほど委員がおっしゃったとおり、小学校のほうが数が多い。通学区域も、より地域に密着しているといったこともあり、小学校については長期的な避難所に位置づける。中学校については、小学校に比べて施設規模が大きいということもあって、その場合には、短期的に学校として設備が大きいほうがいいだろうということで、中学校については短期的な避難拠点と位置づけたということ

整理したところである。

実際問題においては、先ほども言ったとおり、区内の中でも被害状況がさまざまであるといった中で、やはり学校現場での避難の状況、それから、施設の被害状況などを踏まえながら、学校と情報交換しながら、いつの時点ならば再開できるということは、私も教育委員会のほうも検討していく形になるかと思うので、これまでは特にこういった決めもなかったところがあるので、一定程度こういう方向性でということで、実際問題はそれぞれの状況によって変わってくると思うが、一応、中学校については小学校より施設が大きいので、そちらのほうで中学校と小学校をあわせた形での体制ができるだろうということで、中学校についてそのような処置の取り扱いをしたということである。

また、避難拠点との関係である。確かに現時点では学校の運営の部分と避難拠点の運営の部分はどうするかといったことについては、まだ整理がきちんとできていないというところがある。これについては、東日本大震災の経験等を生かしながら、まとめられればしていきたいというのがある。それぞれの地域によっても実情があるので、ひとつマニュアルをそろえた中で、そのとおりいくかどうかというのはなかなか難しいところがあるが、その点も視点に入れていかなければいけないと思っている。

以上である。

委員長

ありがとう。よろしいか。
ほかには。

教育長

今回、今日説明があった地域防災計画がまとまりつつある。まだこれは素案の段階なので、おそらく今、安藤委員がご指摘いただいたことも、多分パブリックコメントでいろいろな委員の方からご意見があると思う。改めて精査する期間が若干残っているかとは思っている。

いずれにしても、方向性として幾つか教育委員会にもかかわる、学校教育にもかかわる部分で修正が加えられた。

特に、曜日別、時間帯別を想定した対策の構築という、かなり踏み込んだ方針が出されているので、当然、学校におけるマニュアルを、これから各学校がつくるにせよ、統一的なマニュアルを教育委員会で作るにせよ、この辺も踏まえた形でつくっていかなくてはならない非常に重要なところだろうと思っている。これについては、十分学校の現場のご意見も聞きながら、マニュアルというのはどうしてもいざというときに役に立たないというのがあるので、いざというときに役に立つマニュアルをぜひつくってきたいと思っているところである。

今回、こういう動きが区全体としてあったということで、これまでのこういう陳情については、区の全体としての震災対策の方向性が決まるまでだということで継続していたが、今回方向性も出たので、委員長のほうから冒頭あったように審査をして、一定の結論を出してもいいと思っているし、先ほど課長のほうから、この間の取り組みを報告

させていただいた。陳情の趣旨からすると、当日、3月11日の子供たちの状況について調査をしてほしいと。これについては、直後の4月に調査をかけているし、また、2項目の現在の小学校、中学校の防災教育なり、再確認をしてほしいと。これについては、この間ずっとやってきている内容であるので、陳情の趣旨と、ここまで私どもがやってきたこととは大きな乖離はないのかと私としては思っている、今日のいろいろな報告、またご議論を踏まえて、意見をお出しいただければと教育長としては思っている、よろしく願います。

天沼委員

今、安藤委員からご質問があったが、避難拠点要員と先生との関係であるが、今回の3月11日の件では、学校では先生方は子供に対しての教育再開に向けたご尽力をされ、一方、ボランティアをはじめ、地域の方々がそこに避難された方々に対してのケアをしていた。役割分担ということでもないが、一応そういう形で進めていったという話をニュースなどで見たが、今回、こういう計画の中で、先生がこの場にいればある程度ケアができるだろうが、例えば自宅にいるときとか、あるいは出張しているときに発生したときに、やはりすぐに避難拠点要員が駆けつけて、それに対する対応をしてくれるかどうかという、今回、3月11日のときに、私はたまたまある小学校の近くにおいて、1人も集まった方がいなかったということで、そういうルールがまだちゃんとしていなかったということもあったのかもしれないが、だれが何をするかという、避難拠点要員はだれなのかということ。すぐにその方々は学校に集合するということを決めておかないと、いざとなったときに、先ほど教育長がおっしゃったように、何をしたらいいのかということで右往左往してしまう。

まず最初に、学校であるから、子供たちのケアはだれがするのか。その場に先生がいらっしゃれば、それはすぐにもうご自分が担当している子供や、その隣のクラスの子や、いろいろ学校の子供たちのケアができるということがあるだろうが、プラス外から避難者が来るとということが当然あるので、その辺のことをちゃんとしておかないと、その現場で混乱してしまうと思う。

今回、概要版だけでも非常に膨大で、見るのが大変で、きちんとシステム化と申すか、ある程度すっきりしたものにしておかないと、いざとなったら働かないというマニュアルになってしまうというおそれがある気がする。

今回、東京都は首都直下型の地震の被害想定をしているようだが、それによってもまた違う。直下型となると、もう動けないという言い方はないが、その場にいる人はすぐんでしまうだけで、避難も何も、自分の身を守ることで精いっぱいになってしまう。それが、多分東京都が想定している直下型地震であろうと思う。

そうすると、当然車も動かない。要するに立ち往生して消防車も来ない、救急車も来ないという、あちこちでコールが鳴って、どこに行ったらいいのかということで、そういうことも想定していけないと、まさに次の先へ進むことができないことになってしまうと思う。

だから、学校の中でどうしたらいいかということ、やはり学校の中で、まず1日、2日もつようなという言い方、よくテレビなどで言っているが、3日待てば外から助け

に来ると。3日は待てないだろうが、1日、2日、必ず学校の中で、そこにいれればいる人だけかもしれないが、その人たちは生存可能だという、それぐらいのいろいろな避難拠点になる場所、避難所になる場所なので、そういうものを用意しておく必要があると思う。

今もいろいろ備蓄なんかがあり、防災訓練の後にいただいて、前のものをいただいたりしているが、それをしっかりしておかないと、せっかく避難したのに、そこでお年寄りが亡くなるとか、今回たくさんあったようだが、そういうことがないように、避難拠点をしっかりする。避難要員はだれか。すぐに駆けつける人が駆けつけられるのかどうかということ、ちょっとマニュアルが大変膨大なので、思っていることをざっくばらんにお話ししてしまったが、そんなふうにいる。

委員長

いろいろありがとう。先ほど、吉村教育指導課長からも、学校がどういうふうに対応しているかという丁寧な説明をいただいている。今の内藤委員、天沼委員のご意見からも、やはり学校というのは個々、もちろんだという地形のところにあるか、規模とか、職員の数等、1校ずつ状況が違うので、子供たちの生命の安全を守るという点からも、その辺に配慮して、やはり先ほど課長がおっしゃっていたように、学校ごとにしっかりと対策を立てて子供たちを守っていくということをしていかなければならないので、ほんとうに大変だと思うが、いざというときに、子供たち自身も、自分で自分の命を守るということも教育していかなければならないし、今後もさまざま含めて、ある意味では継続してよりよいものにしていくということが必要な今回の防災対策かと思う。

ただ、この陳情者の方の項目1、項目2に関しては、既に実施されてきている内容かと思う。この素案のほうも、今説明があったとおりで、今後もまたさらによりよいものにしていくということであるので、教育委員会としては防災対策をしっかり行ってきているという確認をできたかと思う。

したがって、この陳情に関しては、既に実施済みの内容であるので、正式な「採択」「不採択」という結論には、少しなじみにくい点があるかと思う。したがって、この陳情項目の1と2に関しては、「採択」と見なすということで審査を終了したいと思うが、いかがか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この平成23年陳情第3号は「採択」とみなす。

(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

続いて、次の陳情案件である。平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する

陳情書である。

この陳情案件については、区の対策の状況などを確認しながら、今後また審議を行いたいと思う。したがって、本日は継続したいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第4号は「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕

委員長

では、次の陳情案件である。平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書である。

この陳情案件については、平成23年陳情第21号、第22号、本日の協議の(1)番も関連する案件であるので、あわせて行いたいと思う。

では、資料が本日提出されているので、説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、今、説明いただいて、資料も提示していただいているので、各委員のご意見・ご質問をお聞きしたいと思う。

内藤委員

まず質問から。陳情18号の1番のところに、提示された廃園までの期間が短く、保護者の混乱が非常に大きいことと書かれているが、10月14日の入園申し込みの数という点では、前年と変わらない。わかば幼稚園に関してはかなり減っているが、ほかのところは変わっていなかったと思っているが、その後大きな変動があるのか、ないのか、ちょっとそこを教えていただきたい。

学務課長

区立幼稚園の園児募集については、ここ数年の傾向として、2日間、各年度の入園申し込み日を設けているが、その2日間で定員いっぱいになる状況がない。したがって、定員に余裕があるので、2日間の受け付けが終わった後も、随時受け付けをしている。今回の2日間の入園申し込み日以降も、各園、若干申し込みが増えている。

ただ、これまでの傾向だと、一方で新たに入園申し込みをされる方がいる一方、突然

の転勤だとかお引っ越し等で入園を辞退される方もいらっしゃる。そうしたことから、3月までこのような形で入園申し込み者が増えたり減ったりする状況が続くと考えている。特に、昨年までと違って大きくこれまでと傾向が変わるということはない。

ただ、今回、私どもがこの実施計画(案)を出したことによって、来年4歳児でお子様を入れようと考えている方の場合、特にその下にさらにもう1つ下のお子様がいる場合に、廃止が予定されている園では下のお子様を入園させることができないということで、残る幼稚園のほうに入園申し込み者が若干増えたということで、今、内藤委員からご指摘があったように、わかば幼稚園が若干減ったのは、下のお子さんも含めて入園を考えた結果、残る予定であるむらさき幼稚園、さくら幼稚園のほうに希望が集まったということの結果だと考えている。

委員長

今、課長が説明してくださったとおりの状況かなと思う。

内藤委員

そうすると、10月14日の時点からあまり大きな変動はないということだったと思うが、この平成16年の区立の幼稚園の充員率は62%ということで、そのことをもとにしながら基本方針が打ち出されてきているかなと思うが、その後、現在は当時よりも定員が減らされた中で、充員率が40%ということであると、平成17年、16年の時点よりもまた3分の1減ってきているということなのだなということを考えるときに、やはり今回の適正実施の、園を減らしていくということが仕方ない方向かなと、改めていろいろな資料を見させていただきながら感じているところである。

それで、今回の進行状況が果たして早過ぎるのかということであるとすると、それからもう基本方針が出されてから7年経過しているということ、それから、世の中の景気というのか、経済状況というのか、大変厳しい状況になる中、練馬区の財政も来年度は特にまた予算編成の大変厳しい状況になるのではないかとされている中で、できるだけ予算を有効活用していこうという観点で言うと、計画されているとおりの時期に廃園していく、しかもそれを2園にするということは、ほんとうに忍びないが、いたし方ないことなのかなと思っている。

1番のところに「延期を求めます」というところがあるが、今が潮どきというか、そういったような時期の延期というのは考えていくことは難しいのではないかと改めて思っているところである。

天沼委員

新しい状況が出てきて、議会への陳情が出されたという話を先ほど言われたが、それはどういう扱いになるのか。それぞれの議会の会派で検討して、議会は議会として結論を出していくという扱いをされるということなのか。

教育長

議会に出されたら、今度は本会議場で常任委員会に付託するということになるので、

文教委員会が議会にはあり、これを所管する。その場で陳情の審査が行われると。議会としての一応の結論が出れば、その常任委員会で採択、不採択の判断をして、最終的には本会議の中で全体として結論が出るわけだが、基本的には常任委員会である文教委員会の中で、各委員の審議の結果として結論が出れば、そういう採択か不採択かということになるので、いずれにしても議会陳情も出たので、ある意味では若干ステージが議会のほうに移ったと見てもおかしくはないわけで、そういう意味では、これから1月にも常任委員会があるので、その中で改めてこの問題について議会としてのいろいろな議論が協議されるのかなと思っている。

私どもとしては、これまでも教育委員会の場でのご説明した内容について、きちんと議会のほうにも説明をしていきたいと思っているので、議会に出た以上は議会の判断だから、私どもとしてはしっかりといろいろな質問に対してはお答えをしていく中で、議会としてご判断をいただくという流れになろうかと思っている。

天沼委員

そうすると、教育委員会で一定の判断を出す際に、議会の判断とのずれは出ないということはある得ないのか。

教育長

教育委員会は教育委員会なので、行政委員会だから、教育委員会は教育委員会として判断する。議会は議会として判断する。事務局としてはその両方を勘案しながら、教育委員会の判断はどうしてもあるだろうが、両方の議論の推移も含めて見ながら、最終的な判断をしていく。最終判断はおそらく教育委員会にあると思うので、教育委員会のほうで判断していく。陳情の審査の判断と、それを受けて最終的に計画の案をとって、今後実施計画はこれでいくんだという判断を、教育委員会としてはまた別にしないでいいわけではないわけである。教育委員会としては、議会の審議は審議としてあるが、それはそれとして、教育委員会は教育委員会としてしっかりとこの中で議論をして、陳情の判断をし、陳情の判断をした後にこの計画案をどうするかという判断をまた改めてしていかななくてはならない。その際、議会にかかっている議会での審議の行く末については私どものほうからまた情報提供させていただくので、そういうものも参考にさせていただきながら、教育委員会は教育委員会としてご判断をいただくという形になろうかと思う。

学校教育部長

議会の陳情と教育委員会の陳情、今、教育長がお話したとおりであるが、この案件について言うと、この実施計画案を実施していくとなると、実は廃園する園については条例の改正が必要になっている。さらに3年保育をもしやるということになれば、条例の改正もまた必要になってくる。そういう意味で言うと、教育委員会なり区長なりの考え方を、ある意味で言うとまとめて条例改正案を議会にお願いしなくてはならないという形になるので、議会が陳情の考え方、3年保育はどうなるんだ、あるいは廃止する園はどうなるんだという意思が一致しないと、条例を出しても否決されてしまうという状況になるので、いずれにしても両方の意思が合致する形でないとなかなか実施計画案を

実施していくのは難しくなるのかなということで、今、教育長がお話したとおり、議会の推移を見守りながら、教育委員会としても協議をお願いしなければいけないのかなと思っている。

天沼委員

より複雑に難しくなってきたり、やっぱり時間も予定よりかかるような可能性も出てきたので、ちょっと大変になってきたかなと思う。意見交換会の資料も目を通すだけでも大変で、ただ、いただいた資料、これはほんとうにいろいろなことを検討されて、この交換会の中で質疑されて、私もこれで改めて少し勉強させていただいて、こんな問題があるのかなということで、認識を新たにしなければいけないと思うが、区としては区の状況もあるし、全体の中の1つの区の幼稚園なので、そういう立場をちゃんと守っていくというか、そういう判断のもとに考えていかなければいけないと思った。

当事者として残していきたいという気持ちとか、こうあってほしいというのは当然あると思うし、一方で、それをちゃんとサポートできるかどうかという区側のいろいろな条件があるかと思う。スタッフ、教員の配置だとか財政的な支援だとか、あるいは今後の子供たちの人数の予想だとか、あるいは教育プログラムが3年保育になったときに、それにかなうものがちゃんと整備できるかとか、一緒に意見交換会の中にどっと入ってきて、さてどうするのかなど。考えるだけでもちょっと行き詰まってしまうような状況が私の中で出てきて、えっという感じがしているが、この辺である程度方向を示してさしあげないと、いつまでも引きずってしまうという言い方はないが、ずるずるとどうなったのかなということをかえて今後の家庭教育、お子様の教育に影響が出てしまうので、どこかで線引きはちゃんとしていかなければいけないのだろうなと少しずつ感じてきている。

内藤委員

先ほど感想のような部分は抜かしていきなり話をしてしまったのだが、私もたくさんの資料を陳情の方からいただいて、すべて目を通させていただくと、今、天沼委員もおっしゃっていたとおり、気がつかなかった視点で考えていただいているので、大変理解が深まったなという意味では、とてもありがたい資料だった。また、区のほうから出していただく資料も、それに伴ってより違った面での資料を出していただいて、そういったものすべて目を通した中で判断していくことでたくさん問題が絡んできているが、やはりこのところでは適正配置について、今はやはり実施すべきときであるということ考えている。

幼保一体化という話も出て、また消えてしまったような形になったり、今後もまた当然あらわれてくるだろうし、教育委員会の中の組織改正も行われて、就学前の教育についてもこの分担になってくるということもあって、幼保小との連携教育も含めて、まだまだこれからたくさんいろいろなことを検討していく可能性のある部分だと思う。だから、一方では今のものを施設はそのままにしておいて、今、やる必要はないという陳情者のお話があるが、逆に言うと、今やるべきことをやってしまって、新しい将来像をもう一度考えていく中で、よりよいものを検討していくにはちょっと時間がかかってい

くと思うので、今、いろいろと要望されている3年保育のことについてもそうだし、その他の高齢者との交流を盛んにする施設としてというような大変いい発想、それから若者の町に戻ってくる、若い人たちが生きやすい町づくりをしてほしいという話も中にあったかと思うが、そういった視点も大変すばらしい点だなと感じながら、いろいろな資料を読ませていただいているので、そういうことを含めて検討することを一方でやっていく必要があると思う。

ただ、この適正配置は全園なくすということではなくて、通園する距離、幼稚園と間隔が600メートルか700メートルぐらい離れているのか、1キロ離れているところももちろんあるが、最大でそういう距離、少し先まで行っていただくという方が出てくることになるのは、どちらの園を選んだにしてもそういったことになるのかなと考えている。

まとめると、適正配置のことといろいろ陳情をいただいているよりよい意見についても、それは検討事項ということと少し分離して考えていくことが必要かなと思っている。

安藤委員

私も全く内藤委員が今おっしゃったことと同じようなことを考えていた。いろいろご意見をいただいている中で、大事な意見、それからなるほどなという意見がたくさんあると思う。ただ、適正配置ということと3年保育や障害児保育といったこと全部がごちゃごちゃになっているというか、すべてを絡めて、今回、適正配置を何とかしてほしいということになってしまっているような気がして、何年もかけて話し合ってきたわけではないが、課題として幼稚園適正配置というのは何年間かあったものなので、ここはほんとうに遠くなってしまう方々には、たとえそれが数百メートルであったとしても、雨の日や寒い日や暑い日は大変だと思う。ただ、やはりここはほんとうに申しわけないというか、定員に対する充足率等を考えても、やむを得ないことなのかなと考えている。

それ以外の3年保育等のことについても、繰り返しになるが、やはりまた改めて考えていく課題であると思うし、人権教育、障害児のことはもちろん区としてはきっちりやっていく、また3学年になったときにもきちんと対応していくということでご理解していただければと思う。

委員長

皆様からいろいろご意見をいただき、大体の方向性は見えてきたかなと思うが、まだまだ今後の状況も確認しなければならないこともある。

したがって、平成23年陳情第18号及び平成23年陳情第21号、そして平成23年陳情第22号に関しては、本日のところは継続したいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第18号、第21号、第22号については「継続」とする。

- (5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書である。

この陳情案件については、区の検討状況等を見ながら審議を進めてまいりたいと考えている。

したがって、本日は継続にしたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第19号については「継続」とする。

- (6) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書である。

この陳情案件については、区の対策の状況などを見ながら審議を進めてまいりたいと考えている。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第20号については「継続」とする。

- (1) 協議 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に協議案件である。協議(1) 区立幼稚園の適正配置についてであるが、先ほど課長より説明をいただいた。陳情案件と同様に継続にしたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件は「継続」とする。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。協議（２） 練馬区教育振興基本計画の策定についてである。

この協議案件については、懇談会の検討結果を待って審議を進めてまいりたいと考えている。これも今年度中に何とかしなければならないのであるが、本日のところは継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件（２）に関しては「継続」とする。

(3) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、皆様にほんとうにご苦労いただきご協議いただいた。これまでの協議に基づき、ただいま有識者の方々にご意見をいただき、報告書の提出を待っているところである。この報告書の提出を受けて審議を進めてまいりたいと考えている。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(4) 平成24年度練馬区教育委員会教育目標について

委員長

次に進めさせていただく。協議（４）平成24年度練馬区教育委員会教育目標につい

てである。この協議案件は、本日、新たに提出されたものである。
それでは、資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。ただいま説明いただいたように、来年度の教育目標に関しては、組織改正を踏まえて検討すべき課題がある。本日は、資料にある策定に当たっての方向性を中心に各委員のご意見をいただき、またそれ以外に盛り込むべき内容や修正の必要な内容などがあつたら、それもあわせて意見をいただければと思う。

では、各委員の意見を伺いたいと思う。

教育長

今回、大きな改革と言っていぐらいの組織改正を控えているわけであり、教育目標にそのことをどういうふうに盛り込むのか、また盛り込まないのかを含めて、教育委員会で議論しないといけないと思う。そもそも教育目標とは何ぞや、守備範囲はどこまでなんだということを含めて、ありようについてはやはり根本に帰って議論しなくてはならないと思っていて、私どもとしては、教育目標とはいえ、これまでの教育委員会で行っている広い守備範囲をとらえて、全体として目標を1年ごとに掲げてきたという経過があるので、私としては教育目標とはいえ、やはり今度来る児童福祉の分野についても、一定程度盛り込む形で教育目標をつくっていくのがいいのかなと思うが、それがほんとうに教育目標として妥当なのかどうかというのは議論があるところだと思うので、一定程度ご議論いただければと思っている。

また、そうすると、これまでの教育委員会で積み上げてきた教育目標の細かい部分も含めていろいろ議論してきた経過があるので、それをどの程度変えていくのかということにもかかわるので、なかなか今までの教育目標の検討とはちょっと違った角度からも検討しなければならないと思っているところである。

また、私としての意見を改めて言わせていただくが、どうしてもそういう背景があるということだけはご承知おきいただければと思っている。

委員長

ほかにいかがか。

天沼委員

前にいただいた資料だが、11月15日か、区長の権限に属する事務の委任および補助執行に関する協議についての参考資料の中に、今後、教育委員会が乳幼児期から青年期に至るまでの子供に対する切れ目のない成長支援の施策を効率的・効果的に展開できる体制の構築が、今回の組織改正を進めるということだったので、今、教育長が言われたように、それを反映した目標にしておく必要があると思う。乳幼児期から青年期だけ

ら、当然学校教育の対象者でもあるわけで、今日いただいた資料の平成23年度の練馬区教育委員会の教育目標の、一番上の7行下のほうは、「区民が」となって、「生涯にわたる学習社会」という形になっていて、そうすると、区民だから子供たちだけではなくてお年寄りまでも含んだ生涯学習ということになっているので、この辺をやはりまず改めていく必要がある、若干手直しが必要かなと思う。

手持ち資料と言われたそれらのものを活用しながら、子育て支援の基本理念を入れていく形がいいかなと思う。

それから、基本方針のほうもそういうふうに見てまいると、例えば文化・芸術・スポーツ活動の振興のところは、やはり全体の区民を含んだ文章になっているかなと思うので、子供は当然そういう活動があるわけだが、この辺の手直しも、特に4番が必要になってくるのではないかなと思う。今、教育長がおっしゃったように、教育委員会そのものが学校教育分と児童福祉分にシフトしていくということで、生涯学習的な部分は子供でもあるが、全体を含むものではなくって、学校応援団とかひろば事業とかがあがるが、その辺の文言や内容はやはり改めていかないとと思う。具体的にどういうふうにするかというのは考えてはいないが。

委員長

今日はそういう方向性ということでよいかなと思う。4番に関しては、特に直したりとか、またここにあるのが適当かどうかという判断をしなければならないというご意見だった。

内藤委員

まだ方向性をどうするということまではとてもたどり着いていないが、この23年度までのものを生かす方向でいくのであるとすれば、今、天沼委員がおっしゃったように、リード文、前書きの部分のところの生涯学習にかかわる部分が当然、修正されなければいけないだろうということとか、それから、3番のところの「幼児期から家庭教育を支援し」というのは、乳幼児期からという文言になるのかということを考えて。それから、4番のところは、すべてなくなることになるのかなと。5番についても、最後の文化財についての指定、そういったことはここで話し合いはあるのだが、ふるさと文化館その他については、全部.....。

委員長

美術館とか。

内藤委員

区長部局に移るということであるから、4、5はあまり意識しなくていいのかと考えた。そうしたときに、2つ目は学校教育について書かれているのであろうと思うが、3番のところは、今までは家庭教育の支援ということだったのだが、今度、保育所のあたりのところ、保育課の関係が教育委員会に来ることによって、就学前の教育についてとらえるのか、就学前は家庭支援の一環として、保育所は居場所であるというか、預か

るところであるという発想でいくのかで、少し表現の仕方が違ってくるのかと考えてきたのだが、今日いただいた資料の中で、分野別の基本政策の、子供分野というところの前書きの部分に、子育て家庭への支援が、保育サービスの充実とか、青少年の健全育成ということの文言が盛り込まれているので、このあたりは、しっかりと活用していく文言になってくるのかということ、この資料を見て感じたところである。家庭教育の支援と大きくとらえたとすれば、項目立ても変えなくてもいいのかと考えると、またそれをもう少し進めるとしたら、就学前の子供の教育という点でくくる必要も、学校教育とは別の視点の柱立てをしていく必要があるのかということ、少し今、私としては判断が難しい。

要するに、3番に書かれているのは、子供たちの、学校ではないときの、放課後の居場所づくりみたいなものも、応援団とか、ひろば事業とかというのがあったが、あとは学童クラブとか。そういったものが今度、教育委員会に移管されてくるとすると、そういう子供の放課後の居場所というものがある、それから、先ほどからお話ししている保育所の関係が、保育の事柄がここに盛り込まれるのかということ。それから、それよりももう少し大きい人たちを含めて、青少年の健全育成ということ、この3つぐらいがここに同居することになってくるのかと、今、柱を新たに設けるのか、ここに一緒にしてしまうのか、4と5がなくなるのであれば、別に立ててもいいのかと試してみたり、まとまった意見ではないが、感想ということである。

天沼委員

今のご意見で、3番の文言を、下のほうを見ていくと「地域社会や関係機関、学校」という言葉も入ってきているので、家庭教育の支援というだけではなくて、そこはやはり、こちらの今日いただいた資料の中にもあるが、地域や職場、子供と子育ての家庭を支援するという事なので、そういう表題そのものも、少しここは考えたほうがいい。家庭教育の支援というよりは、子供支援なので、広げて文言を修正したほうがいいと思う。

5番は私は、少し変えれば、これもやはり文化財保存・活用・継承、自然環境の保全というのは、子供の場合であっても、それは教育委員会に関係がある部分なので、これは必要があればどこか直してもいいのだが、表題自体は残してもいいのかと5番については思った。

問題は4番をどう扱うかだと思うのだが。3番の表題の修正と、4番、文化・芸術・スポーツが生涯学習分野に移ってくる中、これをそのまま残していくと、また生涯学習を教育委員会が主たる主管としてやっていくのかということになってしまうかと思うので。区民というか、区民主体という言葉が入っているので、4番は少し検討が必要かなと。

安藤委員

私は4番に関しては、もう教育委員会の手から離れていくので、なくすというのか、もうこの中に入ってこないのかなと思う。もう1つ、福祉的な分野というか、小さい子供の学校とか、学齢期の後の青年期の区民に対しての一般の教育というところは、福祉

としてできる部分、福祉的分野としてつくっている部分については、少し教育目標に入れるのには違和感があると思ったのが、私の最初の印象であった。なので、教育委員会が所管している内容は、すべて教育目標に入れなければならないのかというところが一つ質問というか、疑問である。

もし入れるのであれば、やはり3番のところに入って、今、内藤委員がおっしゃったように盛り込んでいくことしかできないのかという気がするのだが、教育目標というのはすべてに勘案していなければいけないものなのか。もう一つ別な目標を立てるというか。

委員長

教育長。

教育長

ただ、冒頭私が申し上げたように、教育目標の位置づけ、特にこの教育目標は別に法律で決まっている中身ではないから、それぞれの自治体が、それぞれの行政委員会である教育委員会が定めているのが多いが、その辺の教育目標の考え方というのは、それぞれの考え方によろしいのかとも思っている。ただ、練馬区としては、今まで生涯学習も、学校教育も、あわせて教育委員会として行っている一定の事務事業について、全体として教育目標という形で、練馬区の教育委員会の場合は1年ごとの目標を定めてきたという流れである。であるから、それにのっとって考えれば、教育目標というのは、それこそ本来の、狭い意味での教育ということではなくて、教育委員会という一つの行政委員会が目指すべき方向性を1年ごとに定めていくんだという位置づけだとすれば、当然、新しく、児童福祉の分野も、ちょうど入ってくるから、これは教育目標に加えていくというのは筋だろうとは思っている。ただ、教育目標をあくまでも狭い考え方でとらえるのであれば、教育と福祉という分野を両方担うが、そのうちの教育の部分を、この教育目標で、方向性を定めるんだという言い方も言えないことはないかと思って、その辺はやはり議論のしどころかというふうに、私が冒頭申し上げたとおりだと思う。

ただ、せっかくであるから、少し私の考えを申し上げますと、今回、児童青少年部の今の仕事、つまり児童福祉にかかわる部分をなぜ教育委員会に持ってきたかということの趣旨を考えると、やはり学校教育と、これまでは児童福祉分野と、全く分かれて、別々の組織でやっていたものを一つにして、先ほどから委員さんがおっしゃっているように、乳幼児期から青少年期、青年期まで、ほんとうに切れ目のない成長を支援していくんだという、そのために組織の統合を図ってきたんだということからすると、ここで教育目標をつくったときに、またそれを分けて、教育委員会としてつくっていくというのが、どうなのかと。本来の、一緒に子供たちのために、同じ組織の中でやっていたという趣旨からすると、この教育目標を教育委員会の目標ということにしっかりと読みかえてというか、そういう位置づけにして、教育委員会が担おうとしているすべての事務事業について、トータルで目指すべき方向性を定めていくというのが、素直な方向性なのかとは私としては思っている。

そういうことからすると、これまで生涯学習分野として実際やってきた、この4番の

表記については、これは当然なくなって、かわりに児童福祉に関する部分が、どういう表記にするかは別として入ってくると。3番のところは悩ましいが、3番については家庭教育ということで、今回、乳幼児期から青年期までの切れ目のない一貫した成長支援といったときに、家庭教育の充実というのは、そこにしっかりと実は裏打ちされているのである。家庭教育こそが教育の第一義ということをよく言われるが、まさに今回、乳幼児期から子供の面倒を教育委員会が見るということは、そこで保護者との関係性もつくりながら、家庭教育をもっと進めていこうではないかということもしっかりと入っているわけなので、あえて、私としては、正直言って、この3番についてはあってもいいのかという感じはしている。

あと、5番目については、文化については一定程度、区長部局に行くのだが、ただ、新しい学習指導要領の中で、郷土の文化、伝統をしっかりと踏まえて教育をしていかなくてはいかんということもあるし、また、文化財の保護というのは依然として教育委員会が責任を負って、事務事業、事務は区長部局でやるが、補助執行で、責任はあくまで教育委員会が持つということで文化財についてはやるし、そういうもろもろを考えると、5番についても、多少の問題はあるにせよ、この理念そのものは残しておいてもいいという感じはしている。いずれにしても、教育目標の最初の部分、一番上のこの部分と、4番については、一定程度変えなくてはいいかないかと私は思っている。

天沼委員

今おっしゃったところと同じことを言っはまずいのだが、ただ、もちろん、それぞれ保育所も、幼稚園も、どこも子供たちの成長支援、発達、教育というか、広い目で見たら、それぞれ発達段階に応じた教育をやっているわけなので、そうすると、3番の家庭教育は、ここで、ピンポイントで家庭教育と置いて、それからずっと、学校以外の場所で、要するに学校以外の保育所であるとか、学童クラブであるとか、児童館であるとか、あるいは青少年館、そういった地域における学習、それも教育の場としてとらえた、児童福祉ということをおっしゃるが、それを4番に入れていくという。従来であると、生涯学習分野的なところは、要するに、また新たにここに加わることになるだろうと思うが、しかし、やはり福祉という側面も、きちんとその活動がそこで行われているわけなので、それ以外にもいろいろ、放課後プランであるとか、こども家庭部でのいろいろな事業があるようだが、そういったものも含めたものをここに、児童福祉的なものを4番に入れかえて置いていくと。4番そのものは生涯学習であるので、ここを入れかえたらどうかと思う。

5番の、自然環境の保全とか、文化遺産の保存・活用・継承、これはやはりあっていいかと思う。そういった環境教育であるとか、文化財に関しての、それを通しての学習活動、あるいは、さらにもし加えるのであれば、今日出てきた防災教育のようなものも、地域と防災などもここに触れられると、入ってくると、少し新しい、新規事業かということもあるので、そういった地域を活用した環境や文化や、防災組織、防災活動であるとかいうものも5番に入ってくると、少しまた違ってくるのかなと思う。

委員長

いろいろなご意見が出ているが、どうぞ、教育長。

教育長

実は、もし教育目標の中に児童福祉の分野を入れ込む形になるとすると、そもそも今回の組織改正の大もとになったものは何かということをやはり考えざるを得ない。それは練馬区の基本構想である。練馬区の基本構想があつて、先ほど、内藤委員が引用していただいたが、子供分野とは一緒にしていこうというものなり、成長支援というものを柱の一つにしようということをやつたわけであるので、やはり我々としては、練馬区全体の大もとの理念である基本構想というものを踏まえて、子供たちの成長支援をしていかなければならないということで、そういうときは、この練馬区の基本構想は実はおととしてきたのだが、これを今まで教育目標には載せていなかったが、しっかりと練馬区の大もとのところはそこにあるので、もし、児童福祉の分野と、学校教育の分野とが、両方盛り込むということであるならば、まず、大前提として、基本構想でうたっている理念というものを指すために、練馬区としては教育をしていくんだと、あるいは、児童福祉をしっかりと担っていくんだというところは、それこそ基本方針ではなく教育目標の中に入らうべきだと、私は思っている。少し意見だけ申し上げさせていただく。

天沼委員

パーフェクトだと思う。今回、入ってくるので。

委員長

よろしいか。

天沼委員

子供たちの支援ということで。

内藤委員

教育目標の中に入るのは、前書きの中に。

教育長

そうである。

内藤委員

項目立ては、

教育長

項目立ては、先ほど申したように、学校教育の部分と、それから児童福祉の部分と、それが合わさったような部分とがあつてもいいのかなど私は思っているので、1番、2番は基本的には、前のを踏襲してよろしいかと。

内藤委員

1番、2番はよろしい。

教育長

3番については、先ほど、微妙だと申し上げたが、私としては、家庭教育の支援というのは両方にかかわる。であるから、これは両方、まさに、ある意味では私たちがこれから行おうとしている組織改正を先取りしている文章になっているので、これは私はこのままでいいかどうかはわからないが、大体、トータルとしてはいいかと思っている。

4番については、やはり保育サービスであるとか、あるいは虐待の問題であるとか、いろいろ今、深刻な問題があるので、それについてはしっかりと教育委員会でもやっていくということを、やはり児童福祉の分野は、この4番で差しかえていく必要があるかと思っている。

5番についても、これもなかなか微妙であるが、先ほど言ったように、そもそも地域の伝統であるとか、地域の郷土の伝統文化とかいうものを大事にするということは、これは当然のことであるし、まさに新しい学習指導要領の中でもしっかり位置づけられている中身であるから、あっていいのかなど。文化財も当然、これからも教育委員会が責任を持たざるを得ないので、そういう意味では、5番は、若干の修正はあったにせよ、残しておいていいと私は思っていることを改めて。

委員長

少しずつ煮詰まってきて、1番、2番に関しては、大体皆様のご意見は、細かい文言の修正は別としても、この大きな項目立てはこのままでよろしいのではないかと。それから、3番に関して、家庭教育ということで、この家庭教育の大まかをうたっておくのが一つと、ここにさらに乳幼児期から青年期までということで、この中にそれぞれの役割と責任というか、課題の解決に向けてとか、そういう文言を入れたりしたら、ここを大きく膨らませて、新しく入るものと一緒にするか、それとも、子供福祉分野を別に、別立てとして、4番として設けていく。それをどちらか、ここが少し検討のところである。5番に関しては、若干の修正はあるが、郷土の文化の理念ということで、残していいのではないかと、大体そんな感じなのだが、よろしいか。

あと、図書館に関してはどうするか。別立てとするか。

内藤委員

すまない、図書館に行く前に意見を言わせていただいてもいいか。

委員長

どうぞ。

内藤委員

3番のところ、もし無理に福祉の部分を盛り込むとすると、どうするのか、なかなか難しいなと思っていたことが一つと、それから、ご提案の最初の策定についてのとこ

るの1番に、具体的に施策を意識した記述はないということが書いてあったので、そういった福祉部分の施策をうかがわせるような言葉を入れるかなとも思っていた。ただ、そうしていくと、前のこの3行の言葉もとてもキーワードなので、これは省けないので、具体的なものまでそこにもう少し入れようとする、かなりここがわかりにくくなってくるので、今、教育長がおっしゃった、4番を差しかえる形で打ち出していくほうがすっきりしてくるかなということを、今、お話を伺いながら感じたところがある。すまない。そういう意見である。

委員長

4番にそういう福祉分野を差しかえるという方向性でよろしいか。
安藤委員、どうぞ。

安藤委員

4番に、児童福祉的な内容を入れるのであれば、頭の教育目標の、生涯学習にかかわるところを外して、かわりに、福祉に少し触れるというか、基本政策の資料の中に、次世代を担う子供の健やかな成長を支えるとか、青少年の健やかな成長を見守るとかという言葉があるので、そういう言葉を盛り込んでいけたらいい。特に次世代育成支援という言葉盛り込んでいけたらいいのかと思った。

委員長

ありがとう。少し突っ込んだご意見もいただいた。

天沼委員

次世代育成支援。頭のところであるか。

安藤委員

そうである。

委員長

ここは少し修正しなくてはいい点であるかと思う。
皆様から活発にご意見いただき、大体方向性がほぼ定まってまいったかと考える。また図書館のほうは、新たに少し文言を入れるかどうかである。しかし、細かいところであるかどうか、その辺はいかがか。

天沼委員

そういった行政機関の名前が理念的なところには出てきていない。

委員長

次の課題ということでもよろしいか。あるいは考えておいていただき、別立てにするか、どこかに文言を織り込むかということになるかと思うが。

教育長

図書館という個別の事業をこの全体の中で入れ込むことが、レベルとしていいのかどうかという問題が1つある。ただ、児童福祉の分野の中で、個別の保育サービスであるとか、あるいは青少年の育成の問題とか、学童クラブの問題とか、あるいは虐待の問題とかいうことをもし入れるのであれば、パラレルな形ではそういうものを入れてもおかしくはない。ただ、図書館の場合、学校教育全体の中での位置づけからすると、それだけ取り上げて、ここで載せるというのも、なかなか載せづらいところはある。だからそれについては工夫をして、もう少し図書館というのではなくて、トータルな言い方があるのであれば、そういう中に包括させて表現するのも一つの方法かと思うので、多分、委員長は、とりあえず今日はこういう意見を出していただいて、次回ぐらいには何らかのたたき台みたいなものをということであろうから、それについては改めて考えさせていただいて、お出しをするということではいかがか。

委員長

ありがとう。今、教育長がまとめてくださったので、今日の話合い、協議をもとにして、次回はより具体的な文言までについて協議をしてまいりたいと思う。

(5) 平成23年度卒業式「お祝いの言葉」について

委員長

では、次の協議案件に移らせていただく。協議(5)平成23年度卒業式「お祝いの言葉」についてである。

この協議案件は、本日、新たに提出されたものである。

このお祝いの言葉の作成に当たっては、あらかじめ各委員から内容についてご意見をいただいている。それらをもとに作成されたのが、本日、提出されている。

では、初めに事務局のほうから説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。いかがか。改めて、もしご意見、ご質問があれば伺いたいと思う。よく反映されて、でき上がっているかと思う。どうぞ、内藤委員。

内藤委員

少し気になるところが、今、タイムリーというお話があったが、大変子供たちにも関心の高いお話を挙げていただいて、とてもいいなと、まず思った。最初読んだときにあまり気づかなかったのだが、気になるところが、小中一貫教育校のお祝いの言葉の2ページ目のところの、前から5行目、5、6の文だが、「宇宙という皆さんは、小惑星探

査機の『はやぶさ』を思い浮かべる人も多いと思います、耳で聞いているのといいのかなと思うが、文字で読んでいるときに「皆さんは」という主語が、後に「思い浮かべる人も多いと思います」とつながると、あれっという感じがした。

天沼委員

「皆さんの中には」と。

内藤委員

だから「皆さんの中には」とするか、「宇宙というと、小惑星探査機」、だから「皆さんは」は抜いてしまうか。

委員長

抜いてしまうか。

内藤委員

どちらかのほうがいいのかなと、これは後でいただいてから気がついたのだが、いかがか。

教育指導課長

主語と述語の関係ということであるので、今言った2通りで、少し話をして、言いやすい形で調整させていただく。

委員長

よろしく願います。

内藤委員

もう1つよろしいか。

委員長

どうぞ。

内藤委員

中学校のお祝い言葉の3ページ目の後ろから8行目のところに、その前から、「進んで社会に貢献する姿勢を持つことが求められています」と、普通「貢献する精神」と入るのだが、「貢献する精神を育む」とかいうときには「精神」と使う。子供が持つのだから「精神」ではおかしいのかどうか、「姿勢」というので、やはりそれで、もう一つのほうにもあったが、ほかの言葉はあまり考えなかったということか。これでももちろんいいとは思いますが、ほかの言葉を考えておられるか、おられないか。

天沼委員

「姿勢」のところを「心」と。

教育長

なかなか言いかえるというのは難しい。

天沼委員

「姿勢」とか。

内藤委員

よくこういうふうに使われている言葉としてとらえている……。

教育指導課長

「精神」とか、「心」というのもあると思うが、「姿勢」がいいかどうかというのはもう1回吟味するが、要するに、「精神」とか「心」というと、頭の中だけで終わってしまっているようなニュアンスになり、一歩行動に踏み出すという意味では「姿勢」のほうがいいのかなと。

委員長

より具体的にということであるか。

教育指導課長

そういうことで「姿勢」にしたのだが。

天沼委員

マータイさんの話が出ているので、行動に移した。

委員長

すまない。ここ近日中の報道等でも、最近の若い人はほんとうに社会のために役に立つようになりたいと思っているということも、7割近いパーセンテージ、調査であるからわからないが、そのようなことも出ているので、今の指導課長の願いはより行動的ということ、非常に納得ができるかとは思った。しかし、よりいい言葉にどうぞ、ご検討いただきたい。

内藤委員

多分そういう思いがあって「姿勢」という言葉なのかと思ったので、私としてはこれでも……。

安藤委員

ここを全く抜いてしまってもいいのではないかと。「進んで社会に貢献することが求められています」というふうにしても。

委員長

かえってこの言葉がなくても。このようなご意見もいただいた。あわせてご検討をお願いする。

天沼委員

いきなり飛んでいけないというか、マータイさんの話を受けて、そういう姿勢に立たせたいという。

内藤委員

実行することが大事である。

委員長

聞いている子供たちの胸に響くようにしなくてはならないので、どうぞよろしく願います。よろしいか。

(1) 教育長報告

平成23年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

その他

その他

委員長

それでは、次に教育長報告である。よろしく願います。

教育長

今日は平成23年第四回の練馬区議会定例会における一般質問の要旨についてご報告をする。既にお目通しだと思うので、よろしく願います。

委員長

では、各委員のご意見、ご質問をお伺いしたいと思う。特によろしいか。

委員一同

よい。

委員長

その他、ご報告はあるか。特にないか。

それでは、以上をもって第1回教育委員会定例会を終了する。